

# 社会福祉法人小鳩会 役員等報酬規程

社会福祉法人 小鳩会  
令和4年4月1日制定

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは報酬、賞与その他の名称にかかわらず、職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

## (報酬)

第3条 役員等には、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

- 2 報酬は月額報酬または日額報酬のいずれかを支給することができる。
- 3 日額報酬で同日に複数の会議及び法人の業務を行った場合は、報酬を加算して支払わないものとする。

## (費用弁償)

第4条 役員等がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

## (出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

- 2 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

## (適用除外)

第6条 施設等法人の職員を兼務する役員は、月額報酬を適用せず日額報酬のみとする。ただし、業務時間内に開催された会議等の場合はこの規程を適用しない。

## (報酬等の支払方法)

第7条 報酬等の支払時期は、次の各号による時期に銀行振り込みとする。

- (1) 月額報酬については、毎月25日を支払日とする。ただし、支払日が休日の場合はその前日に繰り上げて支払うものとする。
- (2) 日額報酬については、当該日以降1週間以内に支払うものとする。

## (公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

## 附 則

この報酬規程は令和4年4月1日より施行する。

別表（役員等報酬規程）

月額報酬

| 名 称  | 月 額 報 酬   | 費 用 弁 償 |
|------|-----------|---------|
| 理事長  | 200,000 円 | 実費      |
| 常駐理事 | 200,000 円 | 実費      |

日額報酬 ＊源泉税徴収後の金額

| 名 称             | 日 額 報 酬 | 費 用 弁 償 |
|-----------------|---------|---------|
| 評議員会出席          | 3,000 円 | なし      |
| 理事会出席           | 3,000 円 | なし      |
| 監事監査等監事業務       | 3,000 円 | なし      |
| 評議員選任・解任委員会出席   | 3,000 円 | なし      |
| 決議の省略（評議員会・理事会） | 3,000 円 | なし      |
| 理事会が承認した研修等への出席 | 3,000 円 | 実費      |

出張旅費 ＊源泉税徴収後の金額

| 旅 費 交 通 費 | 日 額 報 酬 | そ の 他 |
|-----------|---------|-------|
| 実 費       | 7,000 円 | 実費    |